

発議第 1 号

太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について

太宰府市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

太宰府市議会議長 門田 直樹 様

提出者 議会運営委員会

委員長 長谷川 公成

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、法引用条項を改めるほか、所要の整備を行い、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行い、所要の経過措置を定めるため。

太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第３項中「この章において」を削る。

第38条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第３項中「この章において」を削る。

第48条中「容易かつ的確」を「容易、かつ、的確」に改め、「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第53条から第55条までの規定は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。